

農林水産関係事業の取扱いについて提出する。

平成16年 6月24日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係の諸事業については、合併関係四市町村の重要な基幹産業であり、新市においても引き続き、その振興を図るものである。

1. 農業振興地域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
2. 農業経営改善支援センターについては、合併後速やかに設置する。
また、農業経営基盤強化促進事業に基づく利用権設定に伴う助成金については、合併後新たな制度を検討する。
3. 水田農業構造改革対策（転作）については、合併時の対策に応じた事業推進が図られるよう、新市において速やかに調整する。
なお、水田農業推進協議会については、合併後速やかに設置する。
4. 標準小作料については、新市において新たな小作料協議会を設置し、速やかに標準小作料を決定する。
ただし、新市の標準小作料が決定するまでの間は、現行のとおりとする。
5. 現在実施中の農業用施設整備関係補助事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。
6. 土地改良区については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
7. 国営菊池台地土地改良事業に伴う償還金及び菊池台地総合土地改良事業組合負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
8. 中山間地域総合整備事業（菊池東部）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
9. 土地改良事業で実施している償還金助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成16年 7月22日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農林水産関係事業の取り扱い	関係項目	農業振興地域に関すること		
調整の内容	1. 農業振興地域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。				
	現		況		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町	個別見直し	農振農用地区域見直し ア) 個別見直し ・農振協議会を経て(4回/年以内)変更 ・申請受付(変更可能案件のみ) 随時	農振農用地区域見直し ア) 個別見直し ・見直し回数 2~3回/年 (定期5月,11月) ・申請受付 随時	農振農用地区域見直し ア) 個別見直し ・見直し回数2/年 ・申請受付 随時	1. 農振農用地区域見直し ア) 個別見直し ・見直し(県協議5月と11月の年2回) ・申請受付 随時
	全体見直し	イ) 全体見直し ・前回見直し時期 平成6年~、9年3月変更 ・現在 平成13年~変更事務処理中	イ) 全体見直し ・前回見直し時期 平成15年 ・次回見直し時期 平成20年頃	イ) 全体見直し ・前回見直し時期 平成8年3月 ・次回見直し時期 平成16年頃(実施中)	イ) 全体見直し ・前回見直し時期...平成12年 ・次回見直し時期...平成17年頃
	軽微な変更業務	ウ) 軽微な変更業務 ・用途区分の変更 随時 ・その他の変更 全体見直し時	ウ) 軽微な変更業務 ・用途区分の変更 3~4回/年 ・地名地番の変更新換地処分(一時利用指定)	ウ) 軽微な変更業務 ・用途区分の変更 随時 ・地名地番の変更 換地処分時点で実施	ウ) 軽微な変更業務 ・用途区分の変更...随時 ・地名、地番の変更...換地処分時点
	農振計画管理業務	エ) 農振計画管理業務 ・農振計画書、字図、オルソ画像(航空写真)	エ) 農地管理業務 ・管理方法 筆管理・図面管理	エ) 農地管理業務 ・管理方法 筆管理	エ) 農地管理業務 ・管理方法...筆及び地籍図面により管理
	その他	マスタープラン(農振地域整備計画の内、農用地利用計画以外の計画) の変更 ・全体見直しで変更	菊池市と同じ	菊池市と同じ	菊池市と同じ
村 別 内 容	農振地域合計 20,353ha 農用地区域合計 5,966ha	農業振興地域 11,680ha (農用地区域 2,431ha)	農業振興地域 2,050ha (農用地区域 1,178ha)	農業振興地域 3,926ha (農用地区域 1,104ha)	農業振興地域 2,697ha (農用地区域 1,253ha)
	協議会名称	菊池市農業振興地域整備促進協議会	七城町農業振興地域整備促進協議会	旭志村農業振興地域促進協議会	泗水町農業振興地域整備促進協議会
	委員数	若干人(現在25名)	30人以内	15名以内	30名以内
	構成員	・農業委員会、農協、森林組合、土地改良区及び囑託員を代表するもの ・商工会を代表するもの ・学識経験を有するもの	・議会議員、農業委員、農協、土地改良区の代表者 ・区長会、商工会を代表するもの ・学識経験を有するもの	・農業委員会、農協、森林組合、土地改良区の代表者 ・議会議員 ・学識経験を有するもの	・議員、農業委員会、農協、森林組合、土地改良区及び囑託員を代表するもの ・商工会を代表するもの ・学識経験を有するもの ・産業振興会の部会

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農林水産関係事業の取り扱い	関係項目	認定農業者等育成支援事業		
調整の内容	2. 農業経営改善支援センターについては、合併後速やかに設置する。 また、農業経営基盤強化促進事業に基づく利用権設定に伴う助成金については、合併後新たな制度を検討する。				
	現		況		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市	農業経営改善支援センターに関する事項				
	センター名称	菊池市農業経営改善支援センター	七城町農業経営改善支援センター	旭志村農業経営改善支援センター	泗水町農業経営改善支援センター
	目的	目的：経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営の育成とこれらの経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図るための支援と相談活動	目的 経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育て、この経営体が将来我が町農業生産の大部分を担っていきけるような農業構造を確立するための支援と相談活動	目的 効率的・安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、総合的な支援と相談活動	目的 効率的・安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、総合的な支援と相談活動
	指導体制	・総括責任者(有) ・相談窓口担当者(有) ・指導チーム6人 普及センター・JA・県・畜協・酪協・農委	・総括責任者(有) ・相談窓口担当者(有) ・指導チーム 14人 ・活動推進員 2人 普及センター・JA・県・町等	・総括責任者(無) ・相談窓口担当者(有) ・推進委員14名 ・指導チーム6名 普及センター・JA・県・村等	・総括責任者(有)、 ・相談窓口担当者(有) ・指導チーム 15名 町、県、普及センター、JA等
	認定農業者数	・認定農業者数法認定139経営体(H16.4月1日)	・認定農業者数 町認定 153名(H16.4月1日)	・認定農業者数 村認定 176名(H16.4月1日)	・認定農業者数 町認定 139名(H16.4月1日)
町	市町村単独の利用権設定に伴う助成金に関する事項				
	単独助成事業の名称	菊池市規模拡大推進費補助事業	七城町農用地利用集積助成事業	単独助成金なし	泗水町農業経営規模拡大推進助成金
	目的	農地の相当部分を集積し、農地の荒廃、遊休地を防止し、地域農業の維持発展を図るとともに認定農業者の規模拡大を支援し、所得の向上を図る。	七城町農業経営基盤の強化に関する基本構想に基づき農業担い手の経営耕地面積を確保し効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農地流動化を図る。		土地利用型農業の経営規模拡大を推進と中核農家の育成確保、農地保有の合理化及び有効利用等生産性の高い農業構造の確立に資する
	交付対象者	・農業経営基盤強化促進法により賃借権の設定を受けた認定農業者及び当該農業者と賃借権等設定した者	・認定農業者及び認定農業者に利用権の設定をした者。		農用地保有合理化事業をはじめとする各種農地流動化方策を活用して利用権の設定を行った認定農家等
	交付要件	・5年以上の賃借権等の設定 ・市内に住所を有する者 ・契約対象面積が10アール以上 ・水田農業構造改革対策により配分された転作目標面積を達成	・5年以上の賃借権の設定であること ・貸し手、借り手が七城町の住民であること ・担い手が55歳以下、年間150日以上農業に従事 ・賃借権の設定が農地保有合理化、利用権設定等促進事業、農業委員会斡旋によること		・6年以上の賃貸借権の設定であること ・借り手が農業生産法人及びその構成員並びに認定農家で、農業者年金の被保険者であるもの ・貸し手又は借り手が泗水町に住所を有する者 ・農地保有合理化促進事業、農業委員会のあっせん、利用権等設定促進事業による賃貸借権の設定
別 内 容	助成金額(新規)	田、借り手15,000円/10a、貸し手5,000円/10a 畑、借り手10,000円/10a、貸し手3,000円/10a ・事業期間:H13~17年度	5年以上10年未満、 借り手20,000円/10a 貸し手10,000円/10a 10年以上 借り手30,000円/10a 貸し手15,000円/10a		貸し手・借り手 5,000円/10a 農地の集積がおおむね2ha以上の集団化と認められる場合、賃貸人に集団化加算金5,000円/10a
	助成金額(再設定)	交付対象契約毎に1回限りとするため、再設定には助成しない	5年以上10年未満 借り手16,000円/10a 貸し手8,000円/10a 10年以上 借り手24,000円/10a 貸し手12,000円/10a		なし
	平成15年度実績	1,733千円	8,567千円		2,358千円
その他		再設定の助成については平成16年度から廃止			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農林水産関係事業の取り扱い			関係項目	水田農業構造改革対策	
調整の内容	3. 水田農業構造改革対策（転作）については、合併時の対策に応じた事業推進が図られるよう、新市において速やかに調整する。 なお、水田農業推進協議会については、合併後速やかに設置する。					
	現		況			
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	★水田農業構造改革対策に関する事項					
	①割当数量 計11,357 t	5,268t	2,895t	1,128t	2,066t	
	②基準単収	523kg	539kg	509kg	505kg	
	③水稲配分面積 2,170.06ha	1,002.26ha	537.1ha	221.6ha	409.1ha	
	④転作配分面積 1,504.3ha	691.1ha	366.8ha	179.5ha	266.9ha	
	⑤地域配分の方法	・地域配分(個別) 一律配分及び10a以下の農家については1aの 転作面積配分、残りを水稲の配分面積とする。	・地域配分(個別) 一律配分 水稲の生産数量・作付け面積を配分	・地域配分(個別) 一律配分 水稲の生産数量・作付け面積を配分	・地域配分(個別) 一律配分 水稲の生産数量・作付け面積を配分	
	⑥達成の判断	個人及び集落単位	個人及び集落単位	個人及び集落単位	個人及び集落単位	
	⑦現地確認時期 及び構成員	5, 7, 9月 菊池市水田農業推進協議会事務局、市、JA 区長、農家生産組合長	7, 8, 9月 七城町水田農業推進協議会事務局、町、JA 区長	7月下旬 旭志村地域水田農業推進協議会、村、JA、区長 農業委員、JA理事、JA支所運営委員	4月下旬、7月下旬 泗水町地域水田農業推進協議会、町、JA、区長 農家小組合長	
	★水田農業推進協議会に関する事項					
	①協議会の名称	菊池市水田農業推進協議会	七城町水田農業推進協議会	旭志村地域水田農業推進協議会	泗水町地域水田農業推進協議会	
②設立年月日	平成16年4月12日	平成16年2月23日	平成16年4月23日	平成16年4月6日		
③委員数	32名	26名	26名	27名		
④構成員	JA理事、区長連絡協議会、菊池市、有田物産 藤本商店、畜協代表、議会代表、農業委員代表 酪農協代表、JA菊池中央支所、JA部会長 土地改良区、農業共済、認定農業者、PTA代表 商工会代表、女性の会・女将湯恵の会代表等	JA七城中央支所、区長会、七城町、 農業委員会、農家組合長会、土地改良区、 共済組合運営委員、認定農業者、資源循環型 農業、むつみ会、女性の会、藤本商店	JA旭志中央支所、区長会代表、旭志村 農業委員会代表、JA部会長、土地改良区理事 代表、村議会議員、JA理事、有田物産	泗水町、JA泗水中央支所、JA理事、町 議会、農業委員会、土地改良区、区長会、JA農 家組合長会、JA生産部、農業共済組合、 学識経験者		
★転作に係る市町村単独事業に関する事項						
①市町村単独助成	景観形成作物助成	転作定着化推進事業費補助金	村単独助成 なし	町単独助成 なし		
②内容	景観形成作物(コスモス)を水田に作付を行った 場合、10a当り5,000円を種子代の助成として 交付する。	地域間調整補助金として 生産調整目標面積の市町村間調整推進のため 10a当り1万円を調整市町村へ支払う				
④その他	主に産地づくり交付金の予算で実施予定	七城町とも補償事業 ・転作配分面積に対して不足面積10a当たり 1万円の拠出金 ・転作100%以上に対して拠出金の範囲内にて 補填金支出	主に産地づくり交付金の予算で実施予定	主に産地づくり交付金の予算で実施予定		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農林水産関係事業の取り扱い		関係項目	標準小作料について		
調整の内容	4. 標準小作料については、新市において新たな小作料協議会を設置し、速やかに標準小作料を決定する。 ただし、新市の標準小作料が決定するまでの間は、現行のとおりとする。					
	現		況			
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	標準小作料に関する事項					
	地区別小作料 (10a当り)	・平坦地 田:30,000円 畑:10,000円 ・中山間地 田:25,000円 畑:10,000円 ・山間地区 田:20,000円 畑:10,000円	・田 32,000円(全域) ・畑 14,000円(全域)	・田(整備済30,000円 未整備25,000円) ・畑(整備済17,000円 未整備12,000円)	・田(整備済29,000円 未整備25,000円) ・畑(整備済15,000円 未整備12,000円)	
	改定年月日	平成14年4月1日	平成14年1月1日	平成14年3月1日	平成13年12月21日	
	次回改定予定	平成17年4月1日	平成17年1月1日	平成17年3月1日	平成16年12月21日	
	小作料の根拠	小作料協議会の決定による	田 : 水稻+大豆(参考:麦はマイナス) 畑 : 飼料作物	平均粗収入 - 生産費用 - 経営者報酬 標準小作料	過去標準小作料及び近隣市町村小作料を参考	
	協議会の名称	菊池市小作料協議会	七城町小作料協議会	旭志村小作料協議会	泗水町小作料協議会	
	委員数	16名	14名	14名	14名	
	構成員	農地の貸し手を代表する者 5名 農地の借り手を代表する者 5名 学識経験者 4名 農業委員 2名 (学識は農業改良普及センター、JA営農課長、市農林振興課長、共済組合)	農地の貸し手を代表する者 5名 農地の借り手を代表する者 5名 学識経験者 3名 農業委員 1名 (学識は農協、土地改良区等)	農地の貸し手を代表する者 5名 農地の借り手を代表する者 5名 学識経験者 4名 (学識はJA支所長・JA営農課長・JA酪農課長、村農政課長)	農地の貸し手を代表する者 4名 農地の借り手を代表する者 5名 学識経験者 5名 (学識は農業委員会長、農協代表理事、支所運営委員長、議会産業委員長、農業振興室長)	
	審議の内容	標準小作料の審議・決定	標準小作料の審議・決定	標準小作料の審議・決定	標準小作料の審議・決定	
	その他	次回改定時期が市町村合併予定月日に近い ため、県及び県農業会議と協議した結果、合併 後に改定することで了解を得た。	菊池市と同じ	菊池市と同じ	菊池市と同じ	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農林水産関係事業の取り扱い		関係項目	農業用施設整備事業（補助事業）	
調整の内容	5. 現在実施中の農業用施設整備関係補助事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。 新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。				
	現		況		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
事業名 事業の内容 補助率等 年度・事業費等 その他	<p>基盤整備促進事業（一般型） 農業用排水路の改修 国50%・県15%・市20%・土改区等10%・地元5%</p> <p>施工年度 H15 ~ H17 平成15年度 事業費 5,000千円 平成16年度 以降 40,000千円 (合計) 45,000千円 県営ほ場整備事業で整備された用排水路が30年経過し老朽化が著しく、一部沈下や土砂堆積があるため、維持管理に多大な影響を及ぼしているため改修を行う。</p> <p>古川兵戸井手ため池等整備事業 農業用水路の改修 国50% 県30% 市14% 受益者6% 事業期間 : H14年度~H17年度 H14年度事業 工事用仮設道路 205m 開口部水路工 27m 事業費 26,000千円 受益者の要望を受け、H14年3月30日採択 総事業費: 315,000千円 開水路L=39m トンネルL=336m 事業主体: 熊本県</p> <p>水と緑ふるさと保全対策事業 農業排水路の改修 県75% 市25% 事業期間 : H14年度~H16年度 H14年度事業: 流末排水路施工L=620m 事業費 : 43,700千円 花房北部地区県営経営体育成基盤整備事業に係る流末排水路を整備する。 総事業費: 99,400千円 事業主体: 熊本県</p> <p>地域用水環境整備事業 築地井手農業用水路の環境整備 国50%、県25%、市25% 施工年度 平成16年度~平成20年度 事業費 195,000千円 井手沿いに民家が隣接し灌漑期には漏水土手側の崩壊等で危険な状態である。 井手の取入口に流木や塵芥が堆積し、農業用水路の水位調整に支障を与えている。 そのため、農業用水路及び周辺環境を一体的に整備を行う。</p>	<p>農村総合整備事業 事業の内容 農村生産基盤及び環境基盤を総合的に整備</p> <p>生産基盤 841,300千円 環境基盤 843,800千円 交流基盤 49,300千円</p> <p>補助率 国50% 県15% 地元35% 特例 公共性が高い事業は、町負担 事業期間 H10~H19 H14まで 519,200千円 H15 130,000千円 H16以降 1,085,200千円</p>	<p>水と緑ふるさと保全対策事業 農道の改修 延長=145m 県75% 村25% 事業期間 : H16年度~H17年度 総事業費: 11,500千円 事業主体: 熊本県 集落からほ場までの道路を改修するもの</p>	なし	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農林水産関係事業の取り扱い	関係項目	土地改良区について	
調整の内容	6. 土地改良区については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。			
	現		況	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
名称	菊池市土地改良区	七城町土地改良区	旭志村土地改良区	泗水町土地改良区
設立年月日	昭和47年3月30日	昭和38年1月11日	昭和60年3月30日	昭和37年5月11日
認可番号	熊本県第492号	熊本県第445号	熊本県第523号	熊本県第439号
地区面積 計5,187.12ha	2,510ha	996ha	548ha	1,133.12ha
組合員数 計6,122名	2,562名	1,257名	947名	1,356名
役員構成	理事9名 監事3名 総代60名	理事10名 監事3名 総代48名	理事13名 監事2名 総代37名	理事13名 監事3名 総代48名
事業概要	事業実績 ・補助事業 93件 ・単県 222件 ・非補助 772件	各工区により維持管理を実施。修繕・改修において事業化できる場合は、土地改良区で実施。	実施状況：年間約50万円の予算で維持管理工事 管理状況：各水路かかりに管理をまかせている。	実施状況 各種土地改良事業 (県営・団体営・非補助事業等) 管理状況 土地改良事業で造成した施設の維持管理
賦課金	10a当り・年当り(円/10a/年) 田 800円 畑 420円	10a当り・年当り(円/10a/年) 田・畑ともに 1,000円 開田は 500円	10a当り・年当り(円/10a/年) 田・畑ともに 1,000円	10a当り・年当り(円/10a/年) 田の償還継続地区 1,490円 田の償還完了地区 1,000円 畑の償還継続地区 1,270円 畑の償還完了地区 840円
年間予算 計585,039千円	205,500千円(平成15年度)	112,970千円(15年度予算)	108,614千円(15年度予算)	157,955千円(15年度予算)
市町村補助金 計35,840千円	管理運営補助 22,013千円	管理運営補助 なし	管理運営費 4,450千円	管理運営費 9,377千円
職員数 計9名(臨1)	4名	1名	1名	2名 + 臨時1名 = 3名
賦課面積	田 1,748ha 畑 762ha	田 739ha 田(開田) 48ha 畑 182ha その他 27ha	田 325.5ha 畑 222.5ha	田 424.05ha 畑 709.07ha
賦課金合計	経常賦課金 17,358千円 特別賦課金 33,740千円 賦課金合計 51,098千円	経常賦課金 9,672千円 特別賦課金 32,476千円 賦課金合計 42,148千円	経常賦課金 5,330千円 特別賦課金 52,752千円 賦課金合計 58,082千円	経常賦課金 12,009千円 特別賦課金 94,437千円 賦課金合計 106,446千円
その他		各運営地区毎に別途地区運営費を徴収 23地区 300円～500円/10a 農業委員会事務局長が土地改良区事務局長を兼務している		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農林水産関係事業の取り扱い	関係項目	国営事業（菊池台地土地改良事業）		
調整の内容	7. 国営菊池台地土地改良事業に伴う償還金及び菊池台地総合土地改良事業組合負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
	現		況		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	国営受益面積 4市町村合計 2,275.5ha	531.8ha	382.1ha	776.1ha	585.5ha
	田面積	342.1ha	195.7ha	588.1ha	500.7ha
	畑面積	189.7ha	187.2ha	188.0ha	84.8ha
	年間償還額 (H11～H33まで債務負担行為)	42,943千円	27,418千円	28,596千円	26,962千円
	債務負担行為 総額	944,746千円	603,196千円	629,112千円	593,164千円
	合併後の償還額	730,031千円(H17～H33)	466,106千円(H17～H33)	486,132千円(H17～H33)	458,354千円(H17～H33)
	単年度償還額 (新市)	125,919千円 (42,943千円+27,418千円+28,596千円+26,962千円)			
	償還総額 (新市)	2,140,623千円 (730,031千円+466,106千円+486,132千円+458,354千円)			
	菊台負担金 H15	4,706千円	4,534千円	6,803千円	4,792千円
	菊台負担金計	20,835千円			
国営造成施設管理 体制整備促進事業負担金	718千円(平成16年度まで)	692千円(平成16年度まで)	1,038千円(平成16年度まで)	733千円(平成16年度まで)	
上記負担金計	3,181千円				

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農林水産関係事業の取り扱い	関係項目	中山間地域総合整備計画（菊池東部）について		
調整の内容	8．中山間地域総合整備事業（菊池東部）については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
	現		況		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	採択予定年度	平成16年度	該当なし	平成16年度	該当なし
	予定工期	平成16年度～平成22年度		平成16年度～平成22年度	
	予定事業費	総事業費 1,640,000千円 (内菊池市分1,359,000千円)		総事業費 1,640,000千円 (内旭志村分281,000千円)	
	補助率	国55% 県30% 市10% 受益者5%		国55% 県30% 市村10% 受益者5%	
	事業内容	農業用排水施設整備 3地区 1,115m ほ場整備 48.8ha 集落環境管理施設整備(堆肥製造施設) 5地区 営農雑用水施設整備 1地区		農業用排水施設整備 3地区 かんがい施設改修工事 1地区 暗渠排水事業 2地区 営農飲雑用水施設整備 1地区 集落環境管理施設整備 1地区	
年度別計画	平成16年度 ほ場整備実施地区換地設計 平成17年度～平成22年度 ほ場整備、農業用排水施設整備 営農飲雑用水施設整備 集落環境管理施設整備(堆肥製造施設)		平成16年度 営農飲雑用水施設整備 平成17年度～平成21年度 農業用排水施設整備 かんがい施設改修工事 暗渠排水事業 集落環境管理施設整備		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	農林水産関係事業の取り扱い	関係項目	償還金助成について		
調整の内容	9. 土地改良事業で実施している償還金助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
	現		況		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	事業の内容	償還金助成	償還金助成	償還金助成	
	採択要件	土地改良事業で施工した道路・水路等で、特に公共性が高いと認めたもの	菊池市と同じ	菊池市と同じ	
	助成実績及び計画	15年計画 28,338千円 16年計画 27,647千円 17～21年度まで 127,643千円	15年計画 15,524千円 16年計画 13,054千円 17～35年度まで 65,760千円	15年計画 26,086千円 16年計画 25,906千円 17～35年度まで 153,298千円	15年計画 67,991千円 16年計画 67,229千円 17～35年度まで 407,097千円
	新市償還総額	753,798千円 (127,643千円 + 65,760千円 + 153,298千円 + 407,097千円)			
	その他		・排水機場運転補助 1,036千円(15年度) 排水機場は電気料金等であり、各年度の実績を補助する。		

農業産出額及び生産農業所得（平成14年度）

単位：百万円

市町村名	農業産出額 合計	耕種									
		耕種計	米	麦作	雑穀・豆类	いも類	野菜	果実	花卉	工芸作物	種苗類
菊池市	7,395(7)	4,317	1,426	110	48	15	1,713	313	399	167	126
七城町	5,694(16)	2,916	806	58	33	21	1,488	18	303	187	2
旭志村	9,834(4)	845	310	6	X	31	399	8	X	71	10
泗水町	6,177(11)	1,502	618	41	48	78	478	18	80	128	13
合計	29,100	9,570	3,160	215	129	145	4,078	357	782	553	151

資料：平成14年熊本県農業生産所得統計（九州農政局統計部編 平成16年2月）

注：1）「農業産出額」は「農業粗生産額」を名称変更したものです。「農業産出額」= 農産物産出額 + 加工農産物産出額

2）Xは秘密保護上統計数値を公表しないものを示しています。

3）（ ）の数字は県下市町村別順位です。

単位：百万円

市町村名	畜産							加工 農産物	生産 農業所得	生産農業所得(千円)		
	畜産計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	養蚕	その他畜産物			農家1戸当り	耕地10a当り	専従者1人当
菊池市	3,027	591	857	1,238	335	-	6	51	2,991(8)	1,725(35)	113(15)	1,375(38)
七城町	2,778	501	721	1,519	X	-	X	-	2,065(18)	3,341(7)	185(7)	1,952(8)
旭志村	8,983	3,685	2,525	2,215	X	-	X	6	2,301(16)	4,317(1)	197(5)	2,654(1)
泗水町	4,664	731	2,843	457	599	-	34	11	1,946(20)	3,139(10)	147(17)	1,857(10)
合計	19,452	5,508	6,946	5,429	934	0	40	68				

生産農業所得 = 農業産出額 × 生産農業所得率 + 水田経営確立対策のうち経営確立助成金及びとも補償金（政府助成のみ）

農家一戸当り生産農業所得 = 生産農業所得 ÷ 農家数。 耕地10a当り生産農業所得 = 生産農業所得 ÷ 耕地面積

農業専従者一人当たり生産農業所得 = 生産農業所得 ÷ 農業専従者数（日数換算）

農業産出額上位5品目

単位：百万円・%

市町村名	菊池市			七城町			旭志村			泗水町			
	順位	作物名	農業産出額	構成比	作物名	農業産出額	構成比	作物名	農業産出額	構成比	作物名	農業産出額	構成比
	1	米	1,426	19.3	豚	1,619	26.7	肉用牛	3,685	37.5	生乳	2,597	42
	2	豚	1,238	16.7	米	806	14.2	生乳	2,311	23.5	肉用牛	731	11.8
	3	生乳	777	10.5	生乳	665	11.7	豚	2,215	22.5	米	618	10
	4	ごぼう	706	9.5	露地メロン	567	10	鶏卵	541	5.5	鶏卵	515	8.3
	5	肉用牛	591	8	肉用牛	501	8.8	米	310	3.2	豚	457	7.4

耕地面積状況

(単位：ha)

市町村名	合計	小計(本地)	小計(畦畔)	水田(本地)	水田(畦畔)	畑(本地)	畑(畦畔)
菊池市	2,640	2,490	150	1,720	101	768	49
七城町	1,110	1,050	58	894	46	158	12
旭志村	1,160	1,080	81	410	39	671	42
泗水町	1,320	1,240	84	638	43	602	41
合計	6,230	5,860	373	3,662	229	2,199	144

資料：平成 15 年産耕地及び主要農作物市町村別データ(九州農政局統計部編平成 16 年 3 月)

森林面積状況

(単位：ha)

農家数等調べ

市町村名	合計	私有林	公有林	国有林
菊池市	12,364	9,568	469	2,327
七城町	163	163		
旭志村	2,506	1,490	774	242
泗水町	286	286		
合計	15,319	11,504	1,243	2,569

市町村名	農家数	農家人口
菊池市	1,734	8,008
七城町	618	3,020
旭志村	533	2,604
泗水町	620	2,948
合計	3,505	16,580

資料：菊池の林業(菊池地域振興局林務課 2004)

2000 年農林業センサス

市町村有林所在地一覧

(単位：ha)

市町村名	合計	菊池市	旭志村	大津町	阿蘇町
菊池市	235	226			9
七城町	160	160			
旭志村	440		425	15	
泗水町	372	76	122	22	152
合計	1,207	462	547	37	161

資料：菊池の林業(菊池地域振興局林務課 2004)

1 乳用牛・肉用牛・豚・馬

市町村別畜産統計(平成14年12月末現在)

区 分	乳用牛					肉用牛												
	飼養戸数	乳肉複合	飼養頭数	経産牛	肥育牛	飼養戸数	飼養頭数	繁殖経営			一貫経営				年間子牛生産頭数	肥育経営		
								戸数	頭数	18ヶ月以上の	戸数	頭数	18ヶ月以上の	肥育牛		戸数	頭数	
菊池	菊池市	45	8	1,828	1,226	227	100	4,481	76	833	512	2	500	41	436	422	22	3,148
	七城町	21	4	1,369	994	357	36	3,293	24	412	247	4	661	87	553	264	8	2,220
	旭志村	80	33	4,637	3,041	1,101	91	22,977	14	168	121	4	869	254	515	292	73	21,940
	泗水町	103	5	5,561	3,603	427	52	5,062	35	1,178	706	7	1,823	245	1,413	947	10	2,061
	計	249	50	13,395	8,864	2,112	279	35,813	149	2,591	1,586	17	3,853	627	2,917	1,925	113	29,369

飼養戸数	飼養頭数	6ヶ月以上の子取用めす豚	豚		一貫経営		肥育経営		馬	
			戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	飼養戸数	飼養頭数
20	19,803	1,896	2	32	18	19,771	0	0	1	3
15	22,720	2,027	0	0	15	22,720	0	0	0	0
24	26,528	2,510	0	0	24	26,528	0	0	5	55
10	7,875	666	1	49	8	6,926	1	900	12	96
69	76,926	7,099	3	81	65	75,945	1	900	18	154

2 採卵鶏・ブロイラー・みつばち

区 分	採卵鶏		ブロイラー		みつばち	
	飼養戸数	飼養羽数	飼養戸数	飼養羽数	飼養戸数	群数
菊池市	4	64,600	1	75,000	4	36
七城町	2	9,000	0	0	3	14
旭志村	2	324,900	0	0	0	0
泗水町	5	158,000	1	36,000	1	30
計	13	556,500	2	111,000	8	80

協議第 50 号 農林水産関係事業の取扱いについて 参考資料

1. 新規就農者調べ

市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
平成 10 年	2	3	4	1	10
平成 11 年	5	4	4	3	16
平成 12 年	8	6	5	1	20
平成 13 年	1	4	5	4	14
平成 14 年	1	1	8	4	14
平成 15 年	4	3	9	1	17

2. エコファーマー認定者数調べ

市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
認定者数	277	106	44	53	480
認定品目数	10	7	11	6	34
その他					

平成 16 年 4 月 1 日現在

3. 基盤整備済面積調べ

市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
基盤整備済面積	1,036	978.7	872	1,102	3,988.7
内水田	588	809.9	382	493.7	2,273.6
内畑	448	168.8	490	608.3	1,715.1
整備済率(田)	32%	78%	95%	89.8%	
整備済率(畑)	53%	87%	75%	91.1%	
その他			2%		

4. 認定農業者数調べ

市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
認定農業者数	139	153	176	139	607
家族経営者協 定締結数	62	27	12	21	122
その他					

平成 16 年 4 月 1 日現在

協議第 50 号 農林水産関係事業の取扱いについて 参考資料

5 . 標準小作料調べ

市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
標準小作料	平坦地	全域	圃場整備済	圃場整備済
	田 30,000 円	田 32,000 円	田 30,000 円	田 29,000 円
	畑 10,000 円	畑 14,000 円	畑 17,000 円	畑 15,000 円
	中山間地		未整備	未整備
	田 25,000 円		田 25,000 円	田 25,000 円
	畑 10,000 円		畑 12,000 円	畑 12,000 円
	山間地			
	田 20,000 円			
	畑 10,000 円			
改定年月日	H14. 4. 1	H14. 1. 1	H14. 3. 1	H13.12. 21
次回改定予定	H17. 4. 1	H17. 1. 1	H17. 3. 1	H16.12. 21
その他				

環境保全型農業に取り組んでいる農家数

『対象主位作物別』

単位：戸

市町村名	取組み農家数	稲	野菜	果樹	その他
菊池市	308	15	209	51	33
七城町	134	25	109		
旭志村	35		34		1
泗水町	153	23	61	3	66
合計	524	63	307	54	100

『取組み形態別』

単位：戸

市町村	化学肥料・農薬の施用						堆肥による土づくり	
	化学肥料の窒素成分			農薬の投入回数			している	していない
	使用無	半分以下	その他	使用無	半分以下	その他		
菊池市	11	297		11	297		308	
七城町	28	106		28	106		119	15
旭志村	1	34		1	34		35	
泗水町	12	5	136	12	5	136	153	
合計	52	442	136	52	442	136	615	15

農 林 土 木 関 係 年 度 別 償 還 助 成 額 一 覧 表

(単位：千円)

市町村名	事業分類	総 額	年 度 別											
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28～35
菊池市	面工事等	127,643	26,933	26,230	25,528	24,829	24,123							
七城町	面工事等	65,760	10,677	5,952	5,666	5,291	5,291	3,942	3,179	2,904	2,344	2,193	2,184	16,137
旭志村	面工事等	153,298	27,071	27,078	27,350	27,373	27,382	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	9,514
泗水町	面工事等	65,343	9,947	9,896	9,718	9,003	8,862	7,308	5,420	2,908	1,463	665	153	
	農道等	341,754	49,924	43,644	39,817	35,362	30,715	25,771	21,863	18,314	15,448	12,239	9,577	39,080
	小 計	407,097	59,871	53,540	49,535	44,365	39,577	33,079	27,283	21,222	16,911	12,904	9,730	39,080
合 計		753,798	124,552	112,800	108,079	101,858	96,373	38,276	31,717	25,381	20,510	16,352	13,169	64,731

上記は平成14年度事業までの助成額であり、15年度事業分は入っていない。

千円未満は四捨五入している。

地 域 名	調 整 方 針
<p>菊池南部四町合併協議会</p>	<p>1 農業振興地域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。ただし、現在見直し中の町においては、合併までに統一できるよう調整する。</p> <p>2 農業経営基盤強化促進事業については、当面、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、推進体制（組織等）及び関連補助金等については、新市において四町の地域特性や事情を勘案し、速やかに調整する。また、基本構想及び地域農業マスタープランは新市で調整し新たに作成する。なお、推進費の交付については、合併までに調整し統一を図る。</p> <p>3 水田農業構造改革対策については、合併時の対策に応じた事業推進が図られるよう、新市において速やかに調整する。</p> <p>4 標準小作料については、現行のまま新市に引継ぎ、旧町の地域特性や事情を勘案し、新市の農業委員会において調整する。</p> <p>5 畜産振興については、当面、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、推進体制（組織等）及び関連補助金等については、新市において四町の地域特性や事情を勘案し、速やかに調整する。また、補助金の個人給付については、合併までに調整し統一を図る。</p> <p>6 農産振興については・・・（5 畜産振興と同文のため省略）</p> <p>7 環境保全型農業については、新市において四町の地域特性や事情を勘案し、速やかに調整する。</p> <p>8 農業基盤整備事業については、国庫補助事業等を活用しながら新市において継続して実施する。また、町単独で行う土地改良事業等についても、受益者と協議を図りながら継続して実施する。</p>
<p>鹿本地域合併協議会</p>	<p>1 農業振興地域整備計画及び農業経営基盤強化促進基本構想については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、速やかに計画の見直しを行う。</p> <p>2 地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。</p> <p>3 米の生産調整については、平成16年度に制度改正されるため、国の動向を見極めながら、新市において調整する。</p> <p>4 国、県補助事業及び継続事業については、新市においても現行を基本に引き続き実施する。</p> <p>5 土地改良区については、現行のとおりとし、新市において将来の統合に向けて検討する。</p>
<p>玉名地域 1 市 8 町合併協議会</p>	<p>1 国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>2 生産調整（転作）については、国の米政策の動向を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>3 各種計画については、新市において速やかに策定する。</p> <p>4 農業土木関係分担金は合併までに着手した事業については、旧市町の例による。</p> <p>5 標準小作料については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において平成18年度までを目途に調整を行うものとする。</p>

協議第50号 農林水産関係事業の取扱いについて 参考資料

地域名	調整方針
南阿蘇3村合併協議会	<p>1 経営基盤強化促進法、農業振興地域整備計画、地域農業マスタープランなど各計画書については、現行のまま新村に引き継ぎ、新村において調整し新たな計画書を作成する。</p> <p>2 生産調整対策事業（転作）については、現行のまま新村に引き継ぎ、推進体制については、新村で調整する。</p> <p>3 各種補助事業については、新村建設計画と調整を図り、継続事業は現行のまま新村に引き継ぐ。</p> <p>4 標準小作料の村間調整については、現行のまま新市に引き継ぎ、新村において調整する。</p> <p>5 農業土木関係事業については、新村建設計画と調整を図り、継続事業は現行のまま新村に引き継ぐ。</p>
御船・甲佐合併協議会	<p>1 現在実施している県営の土地改良事業やこの事業に関連する負担金については、農業経営の効率化及び生産性向上を図るために現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2 町単独の土地改良事業や原材料支給事業については、農業用施設の維持管理上必要なもので、要綱や規則などの調整を図り新市においても実施する。</p>
宇土・富合合併協議会	<p>1 農林水産関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>2 農林水産業の振興を図るための協議会等の組織については、新市においても必要なものは設置するものとし、現在の各団体等の活動状況を踏まえ、合併時までに整理統合する。</p> <p>3 漁業組合、土地改良区については、各団体の判断や関係機関の助言・指導のもとに、統合についての検討を進めてもらうこととする。</p> <p>4 農林水産関係事業の各種振興計画については、新市においてできるだけ速やかに策定する。</p>
天草上島4町合併協議会	<p>1 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>2 新規事業については、新市建設計画に基づき、新市において調整する。</p> <p>3 各種事業補助金制度については、新市においても実施するものとし、補助率等については合併までに統一する。ただし、現在活用していない制度については、合併時に廃止する。</p> <p>4 農林水産業の振興を図るための協議会組織については、新市においても設置するものとし、現在の各協議会の活動状況を踏まえ、合併時に整理統合する。</p> <p>5 農林水産関係の各種振興計画については、新市において速やかに策定する。</p>